

税関におけるRPAによる業務効率化の取組

- 税関では、RPA (※) による税関業務の効率化に積極的に取り組んでいます。

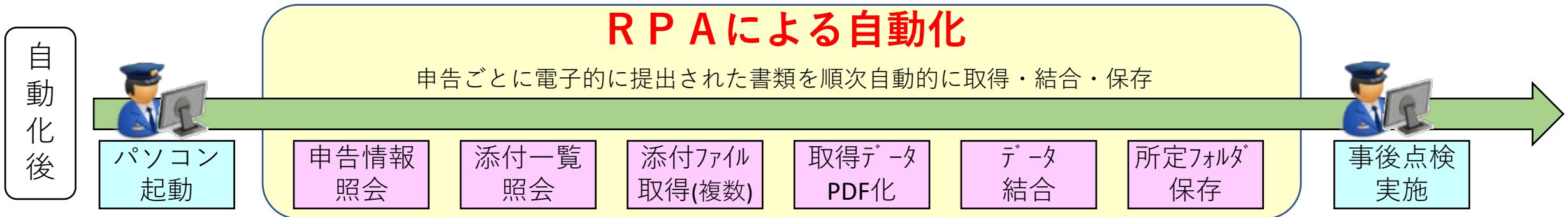
※ ロボティック・プロセス・オートメーション：ソフトウェアロボットを使って、コンピューターを使ったデスクワークなどの業務を自動化する技術

- 業務日報の作成やデータの入力・転載作業等、定型的かつ反復性のある業務を対象に、令和4年4月1日現在、**約270業務**を自動化し、**年間約32,000時間**の事務負担軽減効果を創出しています。

(例) 通関担当部門における、区分1Yの輸入申告 (※) の事後点検作業のRPAによる自動化
(削減効果：約98% (約917時間/年間))

輸入申告は、主にNACCSというシステムを利用して行われ、システムにより即時許可、書類審査扱い、検査扱いと判断されています。このうち即時許可 (区分1) となる申告でも、一部の通関関係書類について事後にシステムを通じて提出する必要があるもの (1Y) があり、適正に輸入申告されているかを確認する事後点検という業務があります。

以前は、1申告ごとに税関職員が手動でシステム照会等を行っていましたが、現在ではRPAによる自動化により、自動保存されたものを順次事後点検しています。



※ 区分1Yの輸入申告：NACCSを利用して輸入申告が行われ区分1 (即時許可) として許可された申告のうち、他法令、原産地証明書等の通関関係書類の提出が必要な申告